

第2期芽室町地域福祉計画

(平成21年度～平成24年度)



めむろ

平成21年3月

北海道芽室町

【目 次】

第1章	計画策定にあたって	
1.	計画の背景	1
2.	計画の位置付け	3
3.	計画期間	4
4.	計画の策定体制	5
第2章	人口構造の変化	
1.	総人口の推移	6
2.	人口の推計	6
3.	要介護高齢者の見込み	7
4.	障がい者の状況	7
5.	合計特殊出生率の変化	9
6.	生活困窮者の状況	10
第3章	計画の理念と目標	
1.	基本理念	11
2.	施策目標	11
3.	施策の体系	12
第4章	施策の実現に向けた取り組みと目標について	15
資料編		
	地域福祉計画策定に係わる座談会について	40

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画の背景

(1) 社会の変化

わが国では、平成24年にいわゆる「団塊の世代」が65歳以上の高齢者となることから、高齢化率が24.3%に達し、約4人に1人が高齢者という超高齢社会になると予測されています。

本町においても、平成24年に高齢化率が23.9%に達し、国の高齢化率は下回るものの、超高齢社会になることが予測されています。

また、地域格差はあるものの核家族化が進行することにより、かつての伝統的な家族の在り方や地域での相互扶助機能は低下し、地域住民のつながりの希薄化、価値観の多様化など、住民意識の変化とともに地域社会が大きく変わってきています。

このため、高齢者、障がい者、子育て中の方など、生活上の支援が必要な人たちは近所にたよる人がおらず、一層厳しい状況におかれています。

また、近年は、阪神淡路大震災や中越沖地震、ゲリラ豪雨などの自然災害による被害が頻発しており、災害時には多くの人々が怪我を負い、生命を失うこともあります。自然災害は事前に予知することができないため回避が出来ず、状況に応じた対応が求められています。

また、地域で生活することの基本にあるのは、お互いの人権の尊重ですが、近年、生活不安とストレスを原因とする家庭内暴力、虐待、ひきこもり、自殺などが大きな社会問題となっているほか、性別や障がいの有無、出身地区や国籍などによる様々な人権の侵害が存在し、核家族化による高齢者世帯や認知症高齢者が増加していることにもともない、消費被害、財産上の不当取引などによる権利侵害も全国的に多発しております。

さらに、最近の社会問題である児童虐待や配偶者等への暴力、高齢者や障がい者への虐待に対応する、総合的な人権施策の推進が求められています。

このような社会状況の中で、地域コミュニティの再生が叫ばれ、これらの問題に対して地域住民による福祉活動が盛んになり、ボランティアやNPO法人などの活動も活発化してきている等、新しい形の地域社会の構築も進んでいます。

(2) 社会福祉法の改正

平成12年6月に社会福祉事業法が社会福祉法に改正施行され、その中で、社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」が明確に位置付けられました。

また、平成12年4月の支援費制度に施行された介護保険制度の定着により、自己決定・自己選択によるサービス利用の推進により、サービスの質の向上も図られています。

さらに、平成15年4月の支援費制度の導入、平成18年4月の障害者自立支援法の施行と、施設から地域に開かれたサービスの利用が進められています。

(3) 市町村地域福祉計画の策定

「社会福祉法」の第107条では、地域福祉の推進にあたって、市町村において「地域福祉計画」を策定することを規定しています。

地域福祉計画は高齢者や障がい者、児童といった対象者ごとではなく、地域という場所に着目した計画であり、住民がともに支え合い、助け合うという意識の形成、その仕組みやネットワーク、住民・事業者・町の役割や取り組みなどについて、基本的な理念や方針を定め、地域福祉を推進することを目指しています。

本町においても、平成18年3月に「芽室町地域福祉計画」を作成しましたが、社会経済情勢の変化や、自然災害発生時の要援護者支援対策が、地域社会において早急に取り組まなければならない重要な課題となっています。

そこで、災害時要援護者支援に関する事項を新たに加えるとともに、現行計画を見直し、新たに第2期芽室町地域福祉計画を作成します。

《社会福祉法での位置付け》

社会福祉法では、地域福祉の推進が基本理念の一つに位置付けられ(第4条)、市町村が地域福祉計画を策定する旨の規定(第107条)が設けられました。

社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行なう者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとする時は、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行なう者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 計画の位置付け

本計画は、本町のまちづくりの指針である「芽室町第4期総合計画」に基づき、保健福祉分野における「芽室町高齢者保健福祉計画」「芽室町介護保険事業計画」「芽室町障がい者福祉計画」「めむろ次世代育成支援行動計画」「芽室町健康づくり計画」などの個別計画と整合性を図るとともに、これらの計画を地域において総合的に推進するための計画として策定します。

そして、近年の地域における多様な福祉課題の解決のため、福祉分野以外の「芽室町男女共同参画基本計画」「公立芽室病院中期経営計画」「芽室町食育推進計画」などとも協働し、より地域福祉の向上を目指す計画として策定します。

また、本計画を含む、保健・医療・福祉の各個別計画の現状や理念、目標を一元化する「芽室町総合保健医療福祉計画」を平成21年度中に策定します。

そして、本計画を受けて芽室町社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」は、地域において福祉活動を担う地域住民、ボランティア団体、NPO等の民間の自主的・自発的な福祉活動を中心とした行動計画となることから、連携し策定します。

3 計画の期間

計画の期間は、「第4期芽室町総合計画」の実施計画期間と同じ平成24年度まで4年間とします。

H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
第4期芽室町総合計画（H20年度～H29年度）						
実施計画 （H20～H24年度）					展望計画 （H25～29年度）	
	芽室町総合保健医療福祉計画 （H21年度～H24年度）					
第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 （H18年～H20年）	第4期高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 （H21年度～H23年度）					
芽室町障害者福祉計画21 （H15年～H20年）	第2期芽室町障がい者福祉計画 （第2期芽室町障がい者福祉計画・ 第2期芽室町障がい福祉計画） （H21年度～H23年度）					
第1期障害者計画 （H18年～H20年）						
次世代育成支援行動計画【前期】 （H17年度～H21年度）	次世代育成支援行動計画【後期】予定 （H22年度～H26年度）					
健康づくり計画 （H15年～H20年）	芽室町健康づくり計画 （H21年度～H24年度）					
地域福祉計画 （H18年～H20年）	第2期芽室町地域福祉計画 （H21年度～H24年度）					

4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、地域住民のニーズや生活課題を十分に把握し、計画に反映させることが重要であることから、検討会議、各種団体との座談会の開催、ホームページ等を活用したパブリックコメントを実施し、幅広い住民の意見を取り入れました。

(1) 芽室町地域福祉計画検討会議

本計画の策定にあたっては、保健福祉等関連団体より推薦された8人による検討会議を開催しました。

(2) 関係団体等との座談会

地域活動を行っている団体等を対象に、災害時要援護者支援対策として、災害時要援護者の把握、情報の共有、要援護者の支援に関する事項について、地域における現状の課題などを把握する目的で座談会を開催しました。

実施期間	平成20年11月26日～12月10日
実施団体	3団体
参加人数	69人

第 2 章

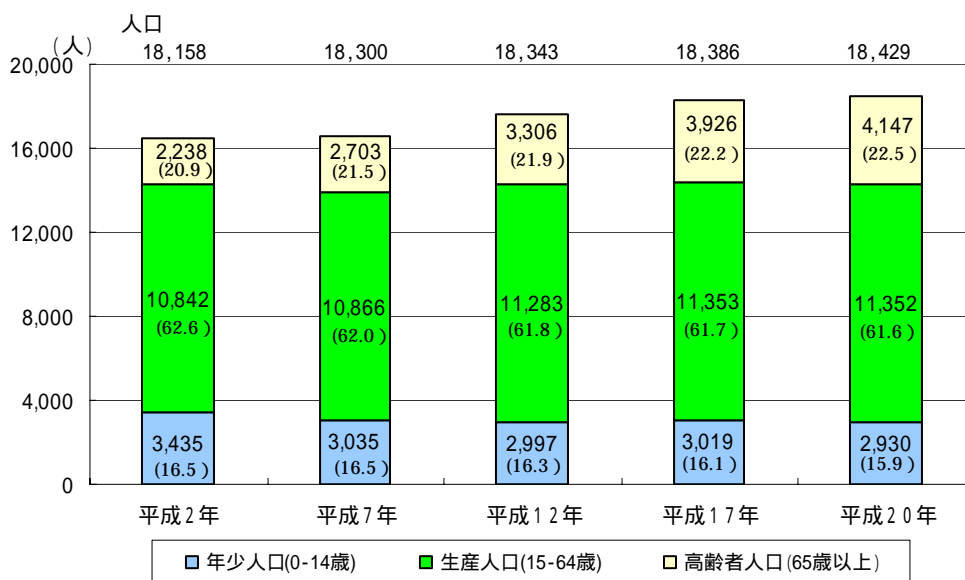
人口構造の変化

第2章 人口構造の変化

1 人口の推移

芽室町の人口は年々増加傾向にあります。また、年齢構成に65歳以上人口の割合が大きく増加しており、高齢化が着実に進んでいます。

〔表1 芽室町の人口と年齢構成〕

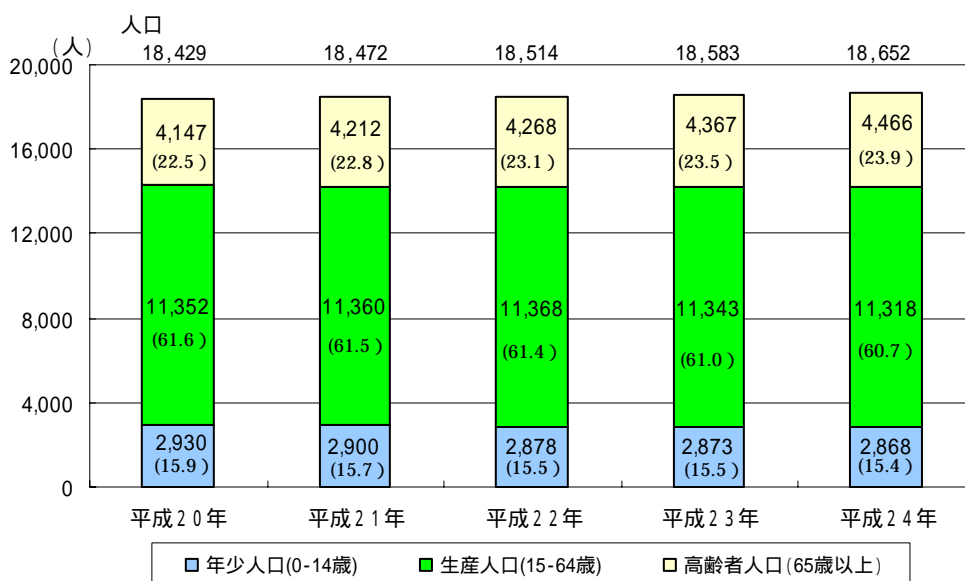


資料：第4期芽室町総合計画策定時の国勢調査からの推計値

2 人口の推計

本町の人口は、平成20年に18,429人、目標年次の平成24年に18,652人になると推計されてます。また、高齢化率は平成20年に22.5%、平成24年には23.9%と1.4%上昇する一方、15歳未満の年少人口の割合は平成20年に15.9%、平成24年には15.4%と減少することが予測されてます。

〔表2 芽室町の人口推計〕

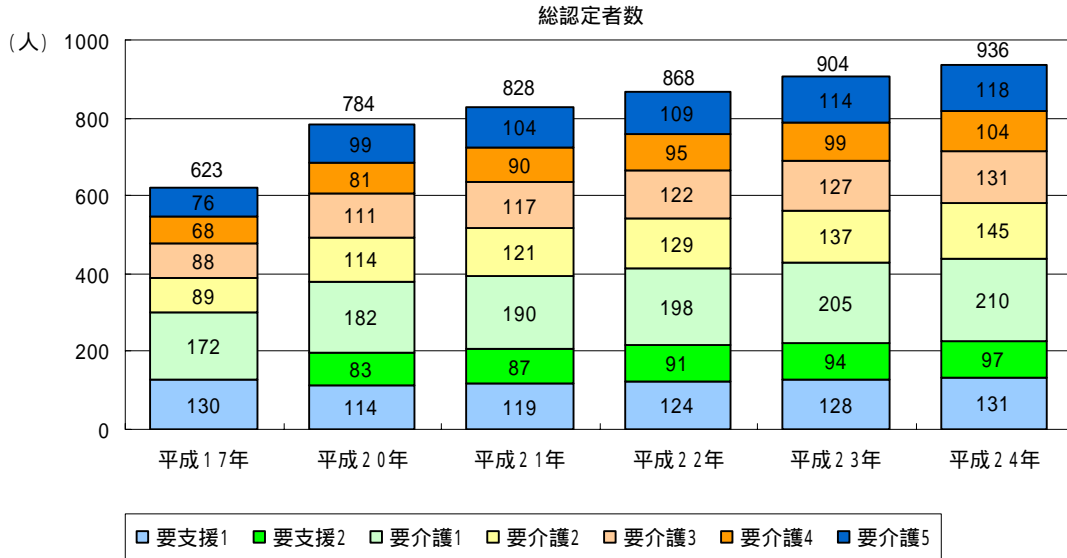


資料：第4期芽室町総合計画策定時の国勢調査からの推計値

3 要介護高齢者の見込み

要介護認定者数は、年々増加の傾向にあります。特に要支援1、要支援2、要介護1の増加数が高い傾向にあります。

〔表3 介護認定の状況の推移〕



4 障がい者の状況と将来推計

身体、知的、精神障がい者のいずれも微増傾向にあります。特に、精神疾患で自立支援医療（精神通院）を利用する人が大きく増加しています。

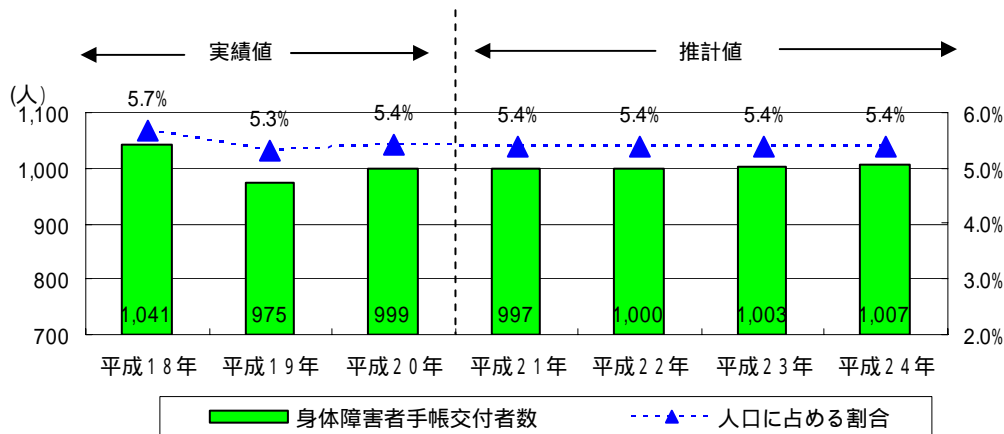
交付者数は、平成18・19年度は3月31日現在、平成20年度は12月1日現在

人口に占める割合は、第4期芽室町総合計画策定時の国勢調査人口をベースに算出

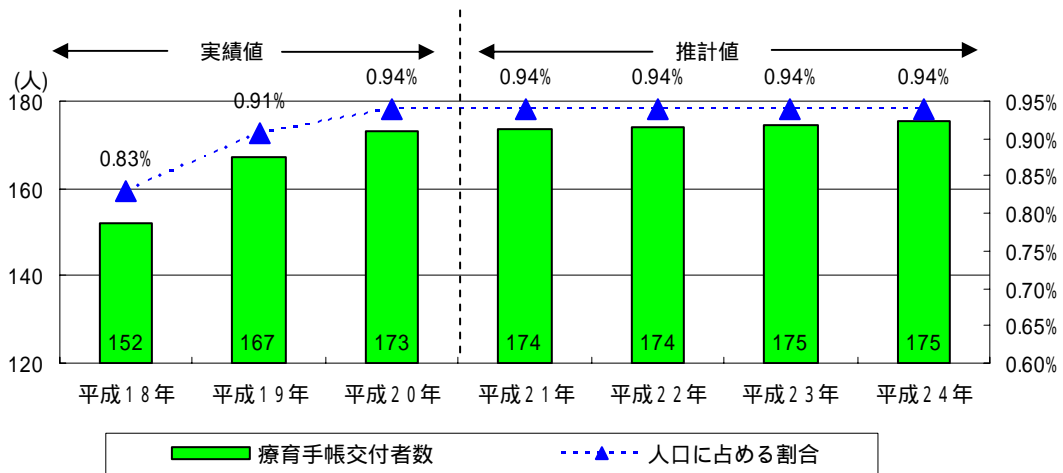
平成21年度から24年度の推計値は、平成20年度の人口に対する手帳所持者（受給者数）割合を

人口推計値に乗じて算出

〔表4 身体障がい者の状況と推計〕

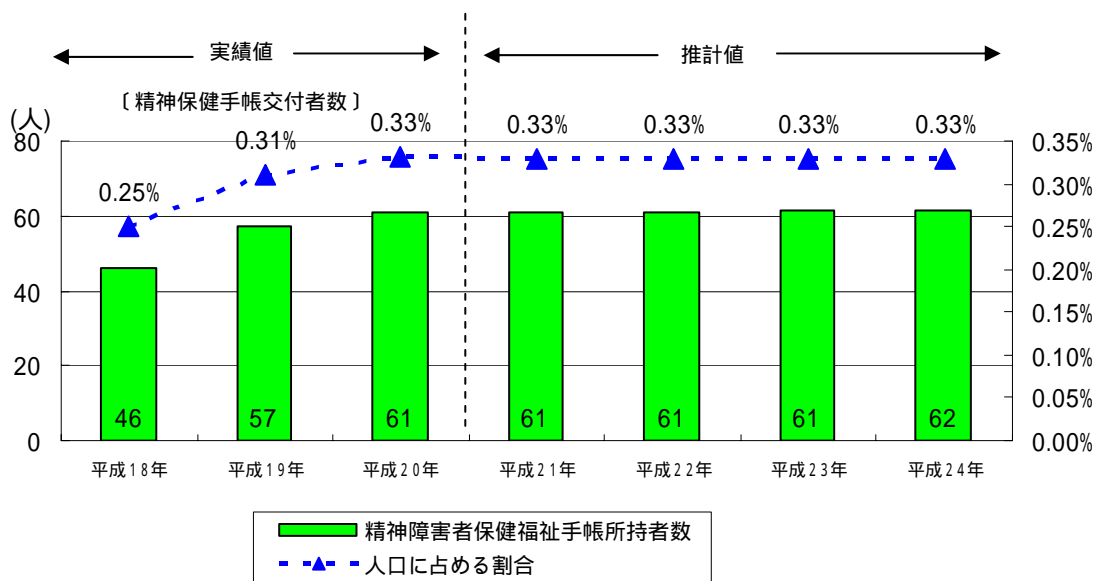


〔表5 知的障がい者の状況と推計〕



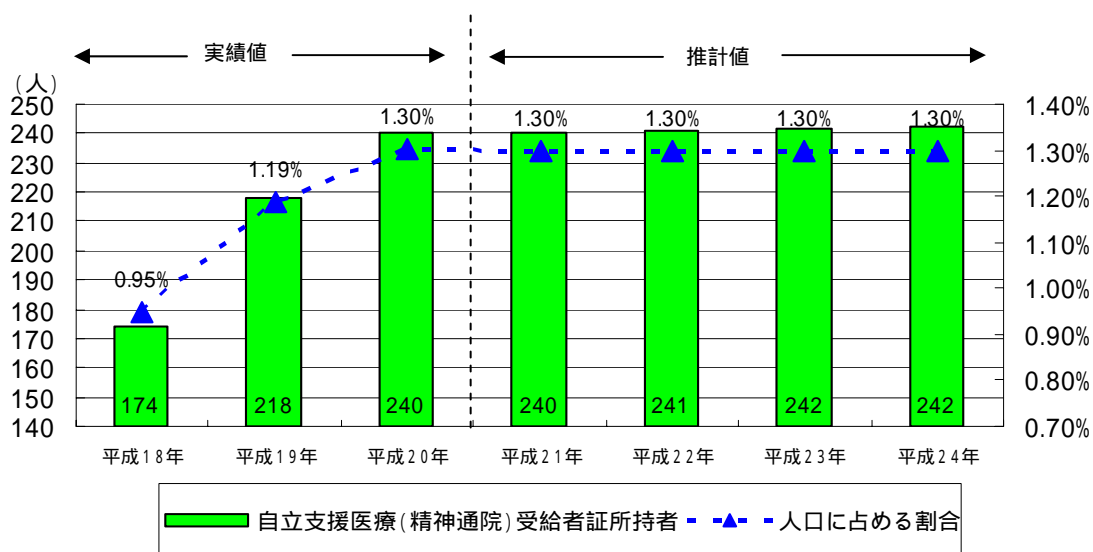
資料：町保健福祉課調べ

〔表6 精神障がい者の状況と推計〕



資料：町保健福祉課調べ

〔表7 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の状況と推計〕



資料：町保健福祉課調べ

5 合計特殊出生率の変化

出生数は平成12年に181人で、その後減少傾向にありましたが、平成15年217人と増加し、平成19年は182人となっています。合計特殊出生率については微減傾向にありましたが、平成18年より若干の増加に転じています。

なお、本町の合計特殊出生率は北海道及び全国の平均値を上回っています。

〔表8 出生数と合計特殊出生率の推移〕

	人口 (人)	出生数 (人)	合計特殊出生率(%)		
			芽室町	北海道	全国
平成12年	18,174	181	1.53	1.23	1.36
平成13年	18,264	156	1.53	1.21	1.33
平成14年	18,437	163	1.53	1.22	1.32
平成15年	18,466	217	1.50	1.20	1.29
平成16年	18,634	150	1.50	1.20	1.29
平成17年	18,300	175	1.50	1.15	1.26
平成18年	18,343	193	1.52	1.24	1.32
平成19年	18,386	182	1.52		

資料：町保健福祉課調べ、合計特殊出生率は北海道十勝地域保健情報より参照

【合計特殊出生率】

一生の間に一人の女性が生む子どもの平均数で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものです。

6 生活困窮者の状況

被保護世帯は年々増加傾向にあります。しかしながら、被保護人員数は極端な増加はなく、単身世帯が増えていることがうかがえます。

〔表9 被保護世帯・被保護人員の推移〕

	被保護世帯	被保護人員	保護率(%)
平成14年	82世帯	122人	0.7
平成15年	89世帯	122人	0.7
平成16年	91世帯	119人	0.6
平成17年	85世帯	108人	0.57
平成18年	19世帯	114人	0.6
平成19年	95世帯	120人	0.62
平成20年	99世帯	124人	0.64

資料：保健福祉課調べ

第 3 章

計画の理念と目標

第3章 計画の理念と目標

1 基本理念

「地域でお互いに支え助けあう、おもいやりに満ちた共生のまちづくり」

町民の多くは、いつまでも住み慣れた地域で安心・安全な生活がつづけられることを望んでいます。

このような地域を目指すためには、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、一人ひとりの人権が尊重され、すべての住民が地域活動を行う担い手として大切な一員となり、地域全体が家族のように助け合い支え合い共に生きることが必要です。

しかし、現在の地域社会は、核家族や単身世帯が増加し、人と人とのつながりが希薄になり、結果として地域活動に参加する人が減少し、地域が本来もっている相互扶助の機能が低下しています。

わたしたち住民一人ひとりをはじめ、関係する機関や団体、そして行政が、お互いに誰かが決定提示した選択肢から選ぶのではなく、双方向的な意見交換を通して決定のプロセスに参加し、自ら意志決定を行う仕組みづくりが必要です。

どんな人もひとりでは生きていけません。

地域での支え合いとお互いをおもいやる地域住民同士の「つながり」を再構築し、お互い尊重し認め合う共生による地域づくりを目指します。

2 施策目標

本計画の施策目標は、基本理念の実現に向け、第1期地域福祉計画における施策のさらなる展開と、第4期芽室町総合計画の地域福祉に係る事項の推進、座談会や会議において検討された生活課題を踏まえ、以下の13項目とします。

これら13項目の施策目標のもと、芽室町に住む一人ひとり、地域と関係する機関や団体、そして行政がひとつになって地域福祉を推進します。

- 1 生涯を通じた健康づくり
- 2 安心して生み育てることができる子育て支援
- 3 地域で支えあう福祉社会の実現
- 4 高齢者福祉の充実
- 5 障がい者の自立支援と社会参加
- 6 人権を尊重する地域社会の形成
- 7 災害に強いまちづくりの推進
- 8 防犯対策と交通安全の推進

- 9 道路交通環境の整備
- 10 自然環境の保全とクリーンエネルギーの推進
- 11 シニア世代が活躍できる環境づくり
- 12 地域活動の推進
- 13 災害時要援護者の支援体制づくりと地域コミュニティの再生

3 施策の体系

施 策	主な推進方策と個別事業
1 生涯を通じた健康づくり	(1) 対話・実践型の健康づくり ・成人健康教育相談事業
2 安心して生み育てることができる 子育て支援	(1) 楽しく子育てできる支援体制の整備 ・育児サポートシステム活動支援事業 ・子育て支援事業 ・芽室町要保護児童対策地域協議会運営事業
3 地域で支えあう福祉社会の実現	(1) 地域における支え合い活動の推進 住民同士の円滑な関係づくり ・「あいさつ運動」の実施 ・地域交流の推進 福祉教育の推進 ・「総合的な学習の時間」等への支援 地域福祉を推進する人材の育成 ・芽室町ボランティアセンター運営支援事業 (2) 地域における総合的な保健・福祉サービス利用の推進 相談支援体制の充実 ・総合相談事業 情報提供体制の整備 ・保健福祉サービス・子育てガイド等の作成 (3) 地域福祉を推進する体制づくり 住民・事業者・町の協働による計画の推進 ・住民の役割 ・事業者の役割 ・町の役割 関係団体等との連携 ・社会福祉協議会活動支援事業 ・「地域福祉実践計画」の策定支援 ・小地域ネットワークの推進 ・心配ごと相談 ・民生委員児童委員活動支援事業

<p>4 高齢者福祉の充実</p>	<p>(1) 生きがい・社会参加の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者体育大会の開催 ・老人クラブ交歓会 <p>(2) 生活支援・環境整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食交流サービス ・老人クラブ活動への支援 <p>(3) 介護予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい交流館維持管理事業 ・特定高齢者ケアマネジメント ・リハビリ教室 ・からだイキイキ運動塾 ・健康講座 ・認知症サポーター養成講座 ・健康相談 ・地域包括支援センター
<p>5 障がい者の自立支援と社会参加の促進</p>	<p>(1) 地域生活支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者相談員との連携 ・相談支援体制に関する課題解決のための取り組み ・障がい者(児)に対する理解を深める取り組み
<p>6 人権を尊重する地域社会の形成</p>	<p>(1) 人権意識の総合的啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帯広人権擁護委員協議会参画事業 ・配偶者からの暴力被害者への支援活動 ・芽室町要保護児童対策地域協議会運営事業 ・障がい者権利擁護 <p>(2) 高齢者の権利擁護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護事業 <p>(3) アイヌ住民福祉の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ協会支援、生活相談事業
<p>7 災害に強いまちづくりの推進</p>	<p>(1) 防災対策事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策事業
<p>8 防犯対策と交通安全の推進</p>	<p>(1) 交通安全指導・啓発事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全指導・啓発事業 ・交通防犯対策事業 <p>(2) 防犯対策事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帯広地区防犯協会連合会参画事業 ・少年補導員会運営事業
<p>9 道路交通環境の整備</p>	<p>(1) 道路施設等環境の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町道・歩道・駐車場等維持管理事業 ・除排雪計画策定事務

<p>10 自然環境の保全と クリーンエネルギーの推進</p>	<p>(1) 自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーンめむろ大作戦推進事業 ・環境モラルに対する意識の向上及び啓発
<p>11 シニア世代が活躍できる環境づくり</p>	<p>(1) 地域デビューのための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加齢の歓びを実感できるまちづくり推進事業 <p>(2) シニアワークセンターへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シニアワークセンター支援事業
<p>12 地域活動の推進</p>	<p>(1) 地域担当制度実施事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域担当職員制度運営事業 <p>(2) 町民活動支援センターの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民活動支援センター運営事業 <p>(3) 協働のまちづくり活動支援事業の再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくり活動支援事業 ・自治振興活動支援事業 ・地域振興活動支援事業
<p>13 災害時要援護者の支援体制づくりと 地域コミュニティの再生</p>	<p>(1) 支援体制の必要性和コミュニティ活動の重要性</p> <p>(2) 具体的な取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民一人ひとりが取り組むこと ・地域が取り組むこと ・事業者が取り組むこと ・行政が取り組むこと

第 4 章

施策の実現に向けた

取り組みと目標について

第4章 施策の実現に向けた取り組みと目標について

1 生涯を通じた健康づくり

運動や食生活の改善等の推進により健康的な生活習慣を促し、内臓脂肪型肥満に着目した健診・保健指導により、自らが行動し生活習慣病を予防する健康づくりをすすめます。

(1)対話・実践型の健康づくり

地域と連携した健康づくりの普及啓発が重要であり、健康づくりに関する取組について行政と地域をつなぐ体制を構築し、健康づくりの向上を目指します。

成人健康教育相談事業

町民の健康に関する知識の普及や健康的な生活習慣確立のために健康教を実施します。

また広報等を活用し、一次予防について周知するほか、地域等の各種団体からの要請に応じ、出前健康講座を行います。

	現 状	H 2 1年度	H 2 2年度	H 2 3年度	H 2 4年度
生活習慣病に関する 出前健康講座開催回数	6 回	7 回	7 回	8 回	8 回

2 安心して生み育てることができる子育て支援

少子化や女性の社会進出等によって、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。近年における少子高齢化や核家族化の進行、就労構造の変化、地域社会における人間関係の希薄化などは、子ども自身だけではなく、子どもが育つ中心的な場所である家庭にも大きな環境の変化をもたらしています。

子どもたちが健やかに育つ環境づくりや、子育て支援体制の整備に取り組むとともに、様々な事情により増加しているひとり親家庭に対応した相談・援助体制の充実を図ります。

(1) 楽しく子育てできる支援体制の整備

子育て中の親の不安解消に向け、子育て支援センター相談窓口の開設や育児相談日を設定するとともに、その周知を図り、誰もが気軽に育児相談できる体制を整えます。また、子育てサークル等の育成・支援に努めます。

育児負担の軽減を目的として実施している育児サポートシステムは、年々利用者も増加していることから、継続して支援します。

育児サポートシステム活動支援事業

子育ての援助を受けたい人と援助を提供したい人を登録し、子育ての相互援助を支援する「育児サポートシステム」の運営を行い、子育て中の世代の育児負担感やストレスの軽減を図り、安心して子育てできる地域であると感じながら生活する人が増えるよう支援します。

	現 状	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
利用回数	300回	300回	300回	300回	300回
育児サポートシステム登録者	200人	200人	200人	200人	200人

子育て支援事業

地域全体の子育てを支援する基盤を形成し、子育ての相談により育児不安の解消が図られるように支援します。

また、子育て家庭や子育てサークルに対する育成支援を行い、子育て機能の資質向上に寄与し、次世代を担う乳幼児の健全育成を図ります。

	現 状	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
遊び場等利用人数	5,909人	5,929人	5,949人	5,969人	5,989人
子育て支援センター利用人数	8,247人	8,257人	8,267人	8,277人	8,287人
子育て相談利用者数	191人	201人	211人	221人	231人

芽室町要保護児童対策地域協議会運営事業

児童福祉法・児童虐待防止法に基づき、児童相談体制の確立を図り、虐待児童のみならず要保護児童全般に対応し、児童の健全育成が図られる環境づくりや体制づくりを推進します。

3 地域で支えあう福祉社会の実現

昨今の核家族化の進行により、かつての伝統的な家族や地域での相互扶助機能は低下し、地域住民のつながりの希薄化、価値観の多様化など、住民意識の変化とともに地域社会が大きく変わってきています。

本町に住む多くの人は、高齢になっても住み慣れた地域でいつまでも安心した生活ができることを望んでおり、全ての町民が地域を構成する大切な一員であり、地域全体が家族のように助け合い、支え合うという意識が必要です。

住民一人ひとりをはじめ、関係する機関・団体そして行政がひとつになって地域住民同士の「つながり」を再構築することが大きな課題となっています。

(1) 地域における支え合い活動の推進

住民同士の円滑な関係づくり

町内会などの地域内で身近な住民同士の挨拶や、コミュニケーションづくりの促進によるコミュニティーの再構築を図り、地域社会の基礎となる住民同士の円滑な関係づくりを推進します。

「あいさつ運動」の実施

住民同士が「あいさつ」をかわすことは、人と人とのコミュニケーションはもとより、安全安心した地域をつくる第1歩です。

住民が中心となって、隣近所など身近な地域でのあいさつをかわすことからはじめ、地域全体に「あいさつ運動」が浸透するような、人と人とのつながりを築くきっかけづくりを行います。

地域交流の推進

核家族化が進む中で、地域でさまざまな交流の機会を通して、お互いに相手に対する思いやりの気持ちを育てることが大切です。町内会や農事組合等の活動で、子どもや障がい者、高齢者等が集まり、楽しい世代間の交流を進めます。

福祉教育の推進

子どもから大人まで、お互いに相手に対する思いやりの気持ちを持ち、分け隔てのない社会の構築が望まれます。そのため、学校教育の中での取り組みのみならず、広く住民全体に対しても福祉に関する教育を推進します。

「総合的な学習の時間」等への支援

町民が高齢者や障がい者に対する偏見や差別意識を取り除く、「心のバリアフリー」を目指した福祉教育を充実させ、ボランティア体験などの取り組みを検討します。

地域福祉を推進する人材の育成

地域の福祉活動を積極的に推進する人材はごく限られた個人や団体にとどまっている一方で、ボランティアへの参加を希望する個人や団体も出てきています。これらの参加意欲を大切に育てる環境、そして牽引力となる人材を育成するため、ボランティアセンターなどの活用による支援体制づくりを進めます。

芽室町ボランティアセンター運営支援事業

町の福祉施策と連携した事業を行うボランティアセンターの活動を支援することにより、ボランティア活動の啓発及び普及を図り、ボランティア活動の活発なまちづくりを目指します。

	現 状	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度
ボランティアコーディネーターの勤務日数（週）	5 日	5 日	5 日	5 日	5 日
ボランティアセンター便りの発行回数	1 2 回	1 2 回	1 2 回	1 2 回	1 2 回
ボランティア派遣件数	2 8 件	3 0 件	3 2 件	3 4 件	3 6 件

(2) 地域における総合的な保健・福祉サービス利用の推進

相談支援体制の充実

地域包括支援センターなどによる相談体制の充実と、関係機関の連絡・連携の強化を推進します。

総合相談事業

高齢者等に関する様々な相談に応じ、各種サービスに関する情報提供や継続的、専門的な相談・支援を行い、高齢者の健康保持、在宅生活の推進を図ります。

	現 状	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度
相談延件数	1, 2 0 0 件	1, 4 0 0 件	1, 4 5 0 件	1, 5 0 0 件	1, 5 5 0 件

情報提供体制の整備

広報誌等により地域福祉に関する各種情報提供を推進するとともに、町民の方々がいつでもどこでも必要なときに手に入れることができる情報提供体制の整備を進めます。

保健福祉サービス・子育てガイド等の作成

高齢者や障がい者、子育てに関する町の保健福祉サービスや福祉事業者の事業概要等を紹介した一覧表やガイドを作成し、情報提供の充実に努めます。

(3)地域福祉を推進する体制づくり

住民・事業者・町の協働による計画の推進

これまで、住民・事業者・町がそれぞれ独自に地域福祉活動を推進してきました。

しかしながら、ニーズの多様化に対応するためには、それぞれが独自に実施するのではなく、それぞれが持つ地域福祉活動の特質を十分発揮するために役割を明確にし、連携と協働により実施するための体制づくりを進めます。

住民の役割

住民一人ひとりが、地域に関心を持ち、自らが地域の一員であることを認識することが必要です。

誰もが地域活動の担い手として、自身でできることは何かを考え、積極的に参加することが期待されます。

事業者の役割

福祉サービスの提供者として、地域住民の多様な福祉ニーズに応えるため、新しいサービスの開発や情報提供に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、住民の福祉活動へ参加するための支援に努めることが求められています。

町の役割

町は、本計画に盛り込まれた施策を総合的に実施し、身近な地域での福祉の仕組みづくりを推進することが求められています。

また、住民や事業者の地域福祉に関する相談等に応じ、地域の福祉活動に参加するための、多様な参加機会や情報の提供などの必要な支援を行います。

関係団体等との連携

芽室町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動実践計画」や、民生委員児童委員等と連携しながら、より効果的な地域福祉を推進します。

社会福祉協議会活動支援事業

町の福祉施策と連携した事業を実施する芽室町社会福祉協議会の活動を支援し、きめ細かな福祉事業の推進を図り、誰もが安心して暮らすことのできる福祉社会の実現を図ります。

	現 状	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度
賛助会員数	5,630人	5,635人	5,640人	5,650人	5,660人
社協の事務事業数	32件	32件	32件	32件	32件
地域福祉活動に充実感を持っている町民の割合(%)	14.0	16.0	18.0	20.0	22.0

「地域福祉実践計画」の策定支援

地域福祉実践計画は、地域において福祉活動を担う地域住民、ボランティア団体、NPO等の自主的・自発的な福祉活動を中心とした行動計画です。

芽室町地域福祉計画の行動計画として連動する大切な計画であり、芽室町社会福祉協議会がおこなう実践計画の策定にあたっては、町が策定する「地域福祉計画」との整合性を図りながら、今後も連携・協力体制を強化し支援していきます。

小地域ネットワークの推進

芽室町社会福祉協議会では、小地域ネットワーク事業を推進するため、町内会等单位に「たすけあいチーム」を組織し、在宅福祉活動を推進しています。

地域に住む住民一人ひとりが安心して生活を送ることができるよう、一人暮らし高齢者等の安否確認や交流会、除雪活動等を行なっていますが、今後も、地域住民が参加した支援を必要とする人々のニーズにあった新しい活動を推進します。

心配ごと相談

芽室町社会福祉協議会が実施している「心配ごと相談」について広く周知し、身近な相談場所としての積極的な活用を進めます。

民生委員児童委員活動支援事業

社会奉仕の精神で、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている民生委員児童委員の職務の遂行が円滑に行われるよう支援し、地域で支えあう福祉社会の実現を図ります。

	現 状	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度
・ 定例会の開催回数	1 1 回	1 1 回	1 1 回	1 1 回	1 1 回
・ 役員会の開催回数	1 2 回	1 2 回	1 2 回	1 2 回	1 2 回
民生委員児童委員数	4 7 人	4 7 人	4 7 人	4 7 人	4 7 人
地域住民からの 相談件数	1 , 3 0 0	1 , 3 2 0	1 , 3 4 0	1 , 3 6 0	1 , 3 8 0

4 高齢者福祉の充実

平成19年3月末現在、本町の住民基本台帳による高齢化率（全人口に占める65歳以上の高齢者の割合）は21.4%であり、平成42（2030）年には、31.7%（国立社会保障・人口問題研究所推計）と30%を超え、全国的な状況と同様の水準で高齢化が進むことが予測されます。

高齢者を取り巻く新たな社会情勢や多様化するニーズに的確に対処し、芽室町の全ての高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心した生活を送ることができる地域づくりを目指し、介護が必要になった場合でも安心してサービスが利用できることはもちろん、介護予防・在宅支援を重視した施策の展開が望まれています。

(1) 生きがい・社会参加の推進

高齢者が生きがいを持ち、積極的に社会参加しながら地域社会で自立した生活ができるよう環境の整備を図るとともに、高齢者が地域住民による自主的団体活動の担い手として活躍できるよう、生きがい対策や社会参加を積極的に支援します。

高齢者体育大会の開催

芽室町老人クラブ連合会の主催事業のひとつとして、その開催経費を補助することにより、会員相互の親睦を図るとともに、社会参加の推進と外出機会の確保を支援し、外出機会の確保により、高齢者の健康づくりを推進します。

	現 状	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度
参加者数	5 3 0 人	5 4 0 人	5 5 0 人	5 6 0 人	5 7 0 人

老人クラブ交歓会

芽室町社会福祉協議会主催の老人クラブを対象とした事業で、その開催経費を補助することにより、社会参加の推進と外出機会を確保し、高齢者の生きがいづくりを推進します。

	現 状	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
参加者数	580人	585人	590人	595人	600人
参加した 単位老人クラブ数	26団体	26団体	26団体	26団体	26団体

(2)生活支援・環境整備の推進

高齢者が住み慣れた地域社会でいつまでも安心して生活ができるよう、様々なサービスを実施することで自立した生活を継続できるよう支援します。また、地域住民による活動を積極的に支援します。

給食交流サービス

芽室町社会福祉協議会主催の独居高齢者を対象とした事業で、その開催経費の一部を補助することにより、独居高齢者の交流機会の確保と、孤立引きこもりを予防します。

	現 状	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
参加者数	1,320人	1,350人	1,370人	1,400人	1,420人
実施回数	15回	15回	15回	15回	15回

老人クラブ活動への支援

芽室町老人クラブ連合会及び単位老人クラブの円滑な運営のため、運営費の一部を補助することにより、高齢者の社会参加の推進を図ります。

	現 状	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
単位老人クラブ数	26団体	26団体	26団体	26団体	26団体
老人クラブ加入者数	1,700人	1,710人	1,720人	1,730人	1,740人

(3)介護予防の推進

高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活が送れるよう、地域包括支援センターにおける要支援認定者への介護予防ケアプランの作成や介護予防ケアマネジメント、機能訓練教室の開催、各種健康講座・相談支援事業など、介護予防対策を推進します。

ふれあい交流館維持管理事業

高齢者の在宅支援及び社会参加を目的にふれあい交流館を整備し、高齢者の介護予防を推進します。その維持・管理は、公共サービスパートナー制度により、高齢者の社会参加グループ「みつば会」に委託しています。

	現 状	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
利用者数	28,100人	28,150人	28,200人	28,250人	28,300人
登録団体数	17団体	18団体	19団体	20団体	21団体

特定高齢者ケアマネジメント

特定高齢者（要支援・要介護状態になる恐れの高い高齢者）を対象に、要介護状態にならないよう自立支援のための介護予防支援計画を作成し、介護予防サービスの利用や各種サービスに結びつけ、要介護状態とならないよう支援します。

	現 状	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
特定高齢者把握人数	60人	60人	70人	80人	90人
介護予防支援計画 (ケアプラン)作成件数	39件	40件	45件	55件	60件

リハビリ教室

身体に障がいをお持ちの方を対象に、体操や作業療法、レクリエーション等を行うことで、日常生活動作の向上や生活範囲の拡大等の機能訓練の場を提供し、要介護状態にならないよう予防します。

	現 状	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
実施回数	45回	45回	45回	45回	45回
参加実人数	15人	15人	15人	15人	15人

からだイキイキ運動塾

特定高齢者を対象に運動器向上を目的とし、体操、マシントレーニング等を行い、要介護状態にならないよう予防します。

	現 状	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
実施回数	38回	38回	64回	64回	64回
参加実人数	15人	20人	40人	40人	40人

健康講座

老人クラブや町内会などの団体を対象に、健康講座を開催します。高齢者の健康や介護予防について周知を図ります。

	現 状	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
実施回数	25回	25回	25回	27回	27回
参加人数	950人	950人	950人	1,000人	1,050人

認知症サポーター養成講座

認知症高齢者を地域で支えるため、認知症サポーターを養成します。

町内会や各種団体からの要望により、随時開催し、認知症についての正しい知識の普及を図ります。

	現 状	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
実施回数	8回	10回	10回	10回	10回
参加人数	230人	250人	250人	250人	250人

健康相談

老人クラブ等の団体を対象に、血圧測定や個別健康相談を実施し、高齢者の健康保持を図ります。

	現 状	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
実施回数	18回	20回	20回	20回	20回
参加人数	230人	250人	250人	250人	250人

地域包括支援センター

芽室町地域包括支援センターでは、介護保険制度の地域支援事業に規定されている包括的支援事業を実施する機関として、公正・中立な立場から、介護予防ケアマネジメント 総合相談支援事業 権利擁護事業 包括的・継続的マネジメント事業等を行います。

なかでも、介護予防ケアマネジメントについては、要支援1・2と認定された方の介護予防支援プラン（ケアプラン）を作成し、要介護状態にならないよう支援します。高齢者が要介護状態にならないよう予防を図ります。

	現 状	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
ケアプラン作成実人数	162人	170人	175人	180人	185人
ケアプラン作成延件数	1,390件	1,400件	1,450件	1,500件	1,550件

5 障がい者の自立支援と社会参加の促進

本町の障がい者（児）数は、高齢化の進行、労働・交通災害など後天的な原因により増加・重度化する傾向にあります。

障がい福祉サービスの充実とともに、それを補完するための関係機関との連携のもと、相談支援をはじめとする地域生活支援体制を構築していく必要があります。

(1)地域生活支援体制の構築

障がいのある人が、地域で安心して生活していくための相談支援をはじめとする、地域生活支援体制の構築を推進します。

また、相談窓口に対する情報提供を行うとともに、相談支援体制の充実、障がいに対する理解を深めるため、障がい当事者団体や親の会の活動を支援するとともに、地域住民と障がいのある人の交流イベントの開催を支援します。

障がい者相談員との連携

障がい者福祉制度の度重なる改正がおこなわれていることから、障がい者相談員が地域で活動するために必要な情報提供や講演会等の周知を行い、一層の活動支援を行います。

相談支援体制に関する課題解決のための取り組み

適切な相談支援、障がい者に対する差別・虐待を防止する取組を一層強化するため、役場保健福祉課窓口での相談支援体制の強化を図ります。

また、保健、医療、福祉、教育、事業者、及び、障がい福祉サービス事業者、並びに、障がい者団体等の関係者からなる「芽室町自立支援協議会」を設置し、障がいを持つ方に対する相談支援体制の充実を図ります。

障がい者(児)に対する理解を深める取り組み

芽室町社会福祉協議会が主催する、障がいを持つ方と健常者の交流を深めるイベント「ふれあい交流まつり」に対する支援を継続し、障がい者(児)に対する理解と交流の促進を図ります。

また、広報誌を活用した啓発を行います。

	現 状	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度
参加団体数	2 3 団体	2 4 団体	2 4 団体	2 4 団体	2 4 団体
参加者数	1,000 人	1,100 人	1,150 人	1,200 人	1,250 人

6 人権を尊重する地域社会の形成

本町では、人権意識の高揚を図るとともに、昭和62年に制定した「平和非核宣言」の趣旨に基づき、平和事業の積極的展開を図ってきました。

こうした考え方の基本にあるのは人権尊重であり、平和の実現には町民一人ひとりが人権意識を持つことが大切だといえます。

このため、将来にわたって高齢者が安心・安全に生活していくことができるよう、地域・関係団体・企業・医療機関・介護事業所・行政機関などが連携を強化し、あらゆる権利侵害や生活上の不利益から擁護していく仕組みと地域の見守りが求められています。

さらに、最近の社会問題である児童虐待や配偶者等への暴力、高齢者や障がい者などの権利擁護を含め、総合的な人権施策の推進が求められています。

町では、これまでの事業の成果を踏まえ、平和意識の醸成に努めるとともに、全ての町民の人権尊重を基本理念に、町民一人ひとりが相互に人権を尊重しあい、生きがいの持てる共生社会の実現に向けた取り組みを進めていきます。

(1)人権意識の総合的啓発

すべての人の基本的人権を尊重し、人種、国籍、性別、信条、障がいの有無、社会的身分などあらゆる差別を解消することは、平和・人権のまちづくりの基本原則です。

配偶者等へのあらゆる暴力の禁止、児童虐待防止など子どもの権利の保障、障がい者・在住外国人・高齢者などの権利擁護などあらゆる分野の意識啓発を総合的に推進します。また、学習機会の充実や相談・啓発活動の充実など、人権尊重の意識啓発のための取り組みを推進します。

帯広人権擁護委員協議会参画事業

帯広人権擁護委員協議会に参画し、人権擁護の日（6月1日）に社会福祉協議会主催の「心配ごと相談」と併せて人権擁護相談窓口を開設し、人権についての啓蒙と擁護を行い、一人ひとりの人権意識を育ててもらい、基本的な人権が擁護される社会を目指します。

	現 状	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
相談窓口開設	1回	1回	1回	1回	1回
啓発活動件数	4件	5件	6件	7件	8件
相談件数	50件	55件	60件	65件	70件

配偶者からの暴力被害者への支援活動

配偶者からの暴力被害者の相談を受け、状況に応じて配偶者暴力相談支援センターと連携して一時保護を行います。

また、新生活の再構築のための生活援助などの継続的支援を行います。

芽室町要保護児童対策地域協議会運営事業(再掲)

児童福祉法・児童虐待防止法に基づき、児童相談体制の確立を図り、虐待児童のみならず要保護児童全般に対応し、児童の健全育成が図られる環境づくりや体制づくりを行います。

障がい者権利擁護

障がい者の権利や財産の保護、虐待防止や早期発見のための権利擁護ネットワークの構築及び相談支援事業を行います。

(2) 高齢者の権利擁護

相談窓口の設置、関係機関による「芽室町高齢者権利擁護ネットワーク」会議の開催等により、高齢者の権利擁護を図ります。

高齢者虐待に関する通報等の受付及び状況確認、必要に応じた調査や、居室の確保などに係る関係機関の連携、成年後見制度の推進、権利擁護に関する制度・知識の普及啓発を進めます。

権利擁護事業

高齢者の権利や財産の保護、高齢者虐待防止や早期発見のための高齢者権利擁護ネットワークの充実及び相談支援事業を行います。

その中で、町長申立に係る低所得者の高齢者に対する成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行うとともに、高齢者虐待時の一時保護等の支援を行います。

	現 状	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度
権利擁護相談延件数	27回	30回	30回	35回	35回
ネットワーク会議 開催回数	2回	2回	2回	2回	2回

(3) アイヌ住民福祉の向上

アイヌ住民が、社会的・経済的に安定した生活が営まれるよう、生活指導員による相談・指導・助言などを進めます。

アイヌ協会支援、生活相談事業

アイヌ協会の運営に必要な活動支援を行い、生活相談員を配置し、協会会員の社会的改善が図られるよう相談、指導、助言を行い、アイヌ文化を伝承する自主活動を支援していきます。

	現 状	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度
相談員数	1人	1人	1人	1人	1人
協会会員数	15人	15人	15人	15人	15人
相談件数	14件	15件	16件	17件	18件
自主的活動	2件	3件	4件	5件	6件

7 災害に強いまちづくりの推進

本町では、住民の生命・財産を災害から守るため、昭和48年に災害対策基本法に基づき「芽室町地域防災計画」を作成（平成18年改定）し、各種の災害防止と災害応急対策、災害復旧などの諸活動の推進に努めてきました。

今後は、毎年発生する台風や、地震による災害発生の予防と、災害時に迅速・効果的に対応できる情報体制の整備、自主防災組織の設置などを急務の課題とし、また、災害に対する予防と避難などについての住民意識の高揚を図るよう防災啓発活動の推進を図ります。

(1)防災対策事業の推進

- ・ 防災について行政、住民のそれぞれが担うべき事項を確認し、防災の備えや災害時に迅速な対応ができるような体制の整備を進めます。
- ・ 防災に対する住民啓発と、携帯電話・パソコン等を活用した「災害情報メール」による情報発信や、避難場所の指定と住民周知、各種の災害備品等の確保に努めるとともに、「高齢者・障がい者の安否確認情報」の管理体制を整備し、今後も関係機関との連携を強化し、防災の普及と災害発生に対する適切な対応を進めます。
- ・ ライフラインの確保や、災害時応援協定締結町への応援要請体制、道との連携による道内外の自治体への応援要請体制など、災害時の非常体制の整備に努めます。

防災対策事業

地域防災計画に基づき防災対策の推進及び備蓄品の購入、管理を実施します。

また、地域防災訓練を毎年実施し、防災対策の推進をはかり、町民の防災への関心を高め、個々の防災対策とともに災害時の被害をできるだけ減らせるように努めます。

また、高齢者や障がいをもった方などの災害時要援護者対策を進めます。

	現 状	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
防災訓練	1回	2回	2回	2回	2回
防災訓練参加者数	200人	250人	300人	400人	500人
町内の防災組織の数	1	3	3	4	5

8 防犯対策と交通安全の推進

近年、児童生徒を巻き込んだ事件事故が全国的に目立ち、安心して暮らせるまちづくりのための安全対策が求められています。

本町の犯罪発生率は決して高くはありませんが、多様化する社会状況の中で、犯罪の巧妙化（悪質化）広域化、さらには低年齢化しているのが、近年の傾向です。こうした中で、自らのまちを自らで守るという意識を高め、学校、家庭、地域、警察、職場そして行政が一体となった防犯活動を進めることにより、安全安心で明るい社会を築いていきます。

さらに、全国的に問題となっている飲酒運転や危険な運転などによる交通事故はあってはならないことです。本町においても交通事故は依然として減少せず、事故の多くは一時停止をしないなど基本的な交通ルールの違反運転が原因となっています。

交通事故のない安全なまちに向け、交通モラルの向上と安全意識の啓発を進めるとともに、児童生徒や高齢者等に対する街頭指導などを継続し、防犯活動の推進と同様関係者が一体となって交通安全の推進を図ります。

(1)交通安全指導・啓発事業の推進

住民への防犯・交通ルールの遵守啓発とともに、専任交通指導員（みどりのおばさん）による、幼児、小学生、中学生、高校生そして高齢者に対する街頭指導の継続と、学校等で行う交通安全指導教室の推進を図ります。

また、少年期からの自己防衛意識の高揚、交通安全ルール意識の定着化を進めるとともに、子どもを交通事故や犯罪から守るため、学校・PTA・町内会・各種団体・行政等が連携して「子ども安全サポート」を推進します。

交通安全指導・啓発事業

町民（特に小中学生や高齢者）を対象に、市街地小学校通学路での交通指導及び交通教室を開催し、交通安全の啓発を行い、事故にあわない行動を身につけられるよう支援し、児童生徒の登下校時の交通事故ゼロを目指します。

	現 状	H 2 1年度	H 2 2年度	H 2 3年度	H 2 4年度
通学路での指導	2 0 8日	2 0 4日	2 0 4日	2 0 4日	2 0 4日
町内での事故件数	5 5件	5 5件	5 5件	5 0件	5 0件
町内での事故人数 （児童等当事者）	1	0	0	0	0

交通防犯対策事業

町民（特に小中学生や高齢者）を対象に、町内会や農事組合及び交通安全推進委員会・交通指導員が現場での指導や交通安全教室などをおして、安全意識の啓発をすすめ、交通事故発生件数0を目指します。

	現 状	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
活動参加者	400人	450人	450人	450人	450人
交通事故発生件数	55件	55件	55件	50件	50件

(2)防犯対策事業の推進

交通安全推進委員会、防犯協会、少年補導委員会、学校、PTA、地域町内会、行政が一体となった防犯対策に取り組むとともに、「子ども110番の家」「学校の安全マップ」等を活用した地域住民による防犯対策を進めるため、警察等の関係機関との連携強化に努めます。

また、防犯や交通安全を目的とした自主活動を推進している団体に対し、今後も行政としての支援を図っていきます。

帯広地区防犯協会連合会参画事業

帯広署轄内1市5町2村で構成する帯広地区防犯協会連合会に参画し、芽室町防犯協会活動に連合会資料を用いるとともに、帯広署と連携した活動を行い、町内での犯罪発生を抑止を図ります。

	現 状	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
広報・啓発資料 利用件数	15件	15件	15件	15件	15件
犯罪件数	120件	120件	120件	120件	120件

少年補導員会運営事業

青少年を対象にした、街頭指導、防犯巡視活動を通して青少年の生活安全意識の啓発を図り、非行を防ぐのは青少年個人個人の意識であることを自覚するように支援し、青少年の健全育成を図ります。

	現 状	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
巡視指導	50件	50件	50件	50件	50件

9 道路交通環境の整備

町内の住宅・住環境については、安全・安心かつ利便性の高い機能的な町並みとするための住環境の整備を推進します。

また、町道については、計画的な整備を進めるとともに、適切な維持管理と効率的な除排雪を推進していきます。

(1) 道路施設等環境の整備等

道路パトロール等の実施などにより、町民の皆さんが安心して快適に利用できるよう道路等施設の適切な維持管理に努めます。

また、歩道等のバリアフリー化の観点に基づく整備等により、高齢者・身体に障がいのある方や子供たちにやさしい道路・歩道整備を推進します。

なお、除排雪については、新市街地の整備に伴う対象路線の延長増や安全な路面の確保、早期除雪に対応するために除雪機械等の充実を図り、冬期間の安全・安心な道路・歩道の確保に努めます。

町道・歩道・駐車場等維持管理事業

地域住民のため、町道・歩道・駐車場を安全に使用出来るように維持管理事業を行い、ライフラインである町道・歩道・駐車場を適正管理することで安全確保を図り、利便性・快適性・安全性の高い道路網の確認、整備を図ります。

	現 状	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度
維持補修 実施件数	1 4 1 件	1 4 1 件	1 4 1 件	1 4 1 件	1 4 1 件
町道延長	9 2 5 k m	9 2 5 k m	9 2 5 k m	9 2 5 k m	9 2 5 k m

除排雪計画策定事務

通行車両及び歩行者が利用する車道及び歩道・駐車場について、支障となる積雪に対し除排雪を迅速に実施し、ライフラインの確保を図り、通行車両の円滑な道路交通の確保・歩行者の歩行空間の安全確保・公共機関の利用促進が図られるようにします。

	現 状	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度
除雪回数	3 0 回	3 0 回	3 0 回	3 0 回	3 0 回
排雪回数	1 0 回	1 0 回	1 0 回	1 0 回	1 0 回
除雪道路距離	6 7 9 k m	6 7 9 k m	6 7 9 k m	6 7 9 k m	6 7 9 k m
除雪歩道距離	6 8 k m	6 8 k m	6 8 k m	6 8 k m	6 8 k m
排雪路線距離	3 9 k m	3 9 k m	3 9 k m	3 9 k m	3 9 k m

10 自然環境の保全とクリーンエネルギーの推進

環境問題は、大気汚染や騒音・振動、生活排水による水質汚濁、近隣騒音などの都市・生活型公害から、資源・エネルギーの大量消費、緑の減少や水循環の阻害などの問題といったように複雑・多様化し、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題にまで広がり、その影響は次世代に及ぶ深刻さを増しています。

こうした状況のもと、社会経済活動や生活様式のあり方を含め、環境への負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を実現するための取り組みが求められています。

本町は、「クリーンめむる大作戦（クリーンめむる環境基本計画）」を策定し、個々の公害対策を進めるだけでなく、環境の保全、回復及び創出を図ります。

(1) 自然環境の保全

大気・水・土壌の保全（クリーンめむる推進計画の推進）

- ・ 工場、事業所から発生する大気汚染物質の排出削減、排出水の適切な管理について指導を徹底し、事業所・家庭でのごみの焼却、野焼きの禁止について指導・啓発します。

自然を守る意識づくり

- ・ 学校教育や社会教育などでの環境に関する教育の充実を図るとともに、住民・企業・行政が一体となった自然を守る意識づくりを推進します。

クリーンめむろ大作戦推進事業

町民及び町内小中学校を対象として、豊かな自然環境を守り住みよい生活環境を推進する意識を醸成するため、環境セミナーや施設見学、環境学習や環境保全活動に対する支援をします。

そして、町民の環境配慮意識の向上に努め、人間と環境の関わりについて幅広い理解を深めてもらい、環境を大切に思う心の育成を図ります。

	現 状	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度
・環境セミナー実施数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
・支援対象学校数	7 校	7 校	7 校	7 校	7 校
・環境教育事業参加数	7 0 人	8 0 人	9 0 人	1 0 0 人	1 1 0 人
・取組学校数	2 校	7 校	7 校	7 校	7 校

環境モラルに対する意識の向上及び啓発

身近な地域で共に快適に過ごすことができるよう、ごみ出しや犬猫のフンの放置、たばこの吸い殻のポイ捨てや粗大ごみの不法投棄などを防ぐため、個人のマナー意識の向上を図る取り組みを、地域住民や町、関係団体が一体となって行います。

11 シニア世代が活躍できる環境づくり

現在、団塊の世代といわれる方々が定年となる時期を迎えております。これまでの様々な経験で培った知識やノウハウを活かし、地域に貢献しつつ生きがいを感じられるような環境を整備し、歓びを実感していただくためのサポートを行います。

(1) 地域デビューのための支援

長年企業などで働いてきた人たちにとって、急に地域活動に参加することは難しい面があると言えます。こうした方々が地域活動に参加しやすいように、行政としての「橋渡し」として、地域デビューのための支援を行います。

加齢の喜びを実感できるまちづくり推進事業

団塊の世代及びその周辺の世代に、豊富な知識や経験を生かし、行政サービスの担い手になっていただき、シニア世代が活躍できる環境づくりを支援することにより、町民が主体となった協働のまちづくりを推進します。

	現 状	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度
フォーラムの開催回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
フォーラム等の参加者数	6 0 人	3 0 人	3 0 人	3 0 人	3 0 人

(2)シニアワークセンターへの支援

高齢者が持つ知識や経験を地域社会の中で活かす場として、シニアワークセンターの役割は非常に重要です。今後も、就業の場及び登録者の拡大を図り、自立した運営に向けた支援を継続します。

シニアワークセンター支援事業

シルバー人材センターへの移行と町民が利用しやすい場所への事務所の移転を支援し、安定した法人運営を確保することにより、安定した高齢者の就労の場を確保し、町民が主体となった地域づくりを目指します。

	現 状	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度
登録者数	1 8 5 人	1 9 0 人	1 9 5 人	2 0 0 人	2 0 5 人
延べ就労日数(日)	1 8 , 0 2 3	2 0 , 0 0 0	2 2 , 0 0 0	2 4 , 0 0 0	2 6 , 0 0 0

12 地域活動の推進

町民が主役となった地域づくりを促進するためには、主体的に地域活動を企画・実施していくことが望まれます。本町のまちづくりには、団体や個人の町民活動が大きな役割を果たしています。「めむろまちづくり参加条例」のもと、多様な町民参加の仕組みを設けるとともに、町民の主体的な参加を図りながら、いただいた意見の政策反映への強化を図ります。

さらに、町民の皆さんが主体的に地域の活動に参加するためには、交流・連携の推進が必要です。地域コミュニティ活動の拠点となる地域集会施設については、地域コミュニティ活動のための使用を無料とするなど、地域活動の活性化を進めていきます

(1)地域担当制度実施事業の推進

地域住民と行政とのパイプ役となることを目的として、各地域に一人ずつ担当職員を配置し、特定の職員だけが参加するのではなく、行政情報の周知や町民の意見要望を町政に反映させること、多くの職員が地域活動に参加し、町民との対話の機会を確保することを目指します。

地域担当職員制度運営事業

市街地を5ブロック、農村地域を3ブロックの合計8ブロックに区割りして担当町職員を配置し、行政と地域のパイプ役として、地域課題の把握、地域の活動計画等へのアドバイスや地域活動への積極的な参加を図ります。

(2)町民活動支援センターの充実

町民活動団体の拠点として開設した「町民活動支援センター」ですが、まだ認知度は高い状況ではありません。また、各種団体のセンターの利用状況についても、多くはコピー・印刷機・会議室の利用に留まっています。今後は、センターの役割、あり方を再度整理し、登録団体の増加と、登録団体間の交流・情報交換が積極的に図られるよう支援します。

町民活動支援センター運営事業

町民活動支援センターの管理運営のため、芽室町市街地町内会連合会との間に協定を締結し、管理運営費を支援するとともに、センター事業に対する協力・アドバイスを実施し、町民活動団体の自主的な活動を促し、自立発展を支援し、住民と行政の協働によるまちづくりの推進を図ります。

	現 状	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
延べ利用団体数	57団体	60団体	60団体	60団体	60団体
登録団体数	27団体	30団体	30団体	30団体	30団体

(3)協働のまちづくり活動支援事業の再構築

現在、町民活動促進のための事業として「協働のまちづくり活動支援事業」を実施していますが、町内会の活動に対する支援である「自治振興活動支援事業」と事業の目的が類似していること、さらに、町民活動団体の活動を支援する町民企画活動補助を、町内会の活動に対しても支援できることから、支援制度を一本化し、町民や活動団体にわかりやすい制度として再構築を検討します。

協働のまちづくり活動支援事業

行政が行ってきた事業を地域住民等〔地縁団体（町内会・行政区）、町民活動団体〕が行う場合や個性ある地域づくり活動、調査研究活動などを行う団体に対して、活動経費の一部を支援します。

地域活性化のための活動、個性ある地域づくり、異業種間交流・世代間交流、住民を中心とした調査・研究活動を自主的に企画し実践してもらい、協働意識の醸成と活動実践の推進を図り、各団体が自立した事業推進体制づくりが図られるよう支援します。

	現 状	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度
申請件数	2 0 件	2 0 件	2 0 件	2 0 件	2 0 件
活動団体数	1 7 4 団体	1 7 4 団体	1 7 4 団体	1 7 4 団体	1 7 4 団体
支援を受けた事業数	2 0 件	2 0 件	2 0 件	2 0 件	2 0 件

自治振興活動支援事業

町内会や行政区に、行政からの依頼に基づく推薦、取りまとめ等の自治活動に対して報償費を支給し、行政事務の周知、委員等の推薦や地域要望の取りまとめ等の調整事務を担ってもらい、住民に最も身近な自治組織である活動の自主的活動を推進し、住民と行政との協働による地域経営を進めます。

	現 状	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度
自治振興報償申請件数	8 4 件	8 4 件	8 4 件	8 4 件	8 4 件

地域福祉館等その他の施設

地域住民による様々な支援活動の場として利用される地域福祉館等については、施設使用料について検討を行い、今後も地域活動を積極的に支援します。

13 災害時要援護者の支援体制づくりと地域コミュニティの再生

(1) 支援体制の必要性和コミュニティ活動の重要性

近年は、自然災害による被害が頻発しており、多くの犠牲者が発生しています。このことから、災害時要援護者（災害時に自分で避難することが困難な方）支援に関しては、地域社会において早急に取り組まなければいけない重要な課題となっています。

実際の被災地においては、災害時要援護者の避難で一番の協力者となって活躍したのは、他でもなく地域住民で、地域交流が盛んな地域ほど避難もスムーズにおこなわれました。

しかし、全国的な少子化や高齢化、過疎化、家族形態の多様化・個人化が急速に進み、地域社会のつながりが希薄化し、地域が本来もっている相互扶助の機能が低下しています。

本町においても、地域差はあるものの、町内会の加入率低下や地域交流の機会の減少は否めません。

このことから、平成21年度より、大地震や台風などの自然災害が発生した場合、災害時要援護者に対する支援活動が的確かつ迅速に実施できるよう、地域住民、民生委員児童委員、町内会及び各種福祉団体や事業者、防災関係機関等と連携し、福祉的支援をおこなうとともに、自力避難が困難な方の安否確認など地域が主体となった支援体制づくりを実施します。

そのためには、日頃より、災害時要援護者が地域のどこに暮らしているかを適切に把握するとともに、緊急時にも対応できるよう、民生委員児童委員等の関係機関との間で必要な情報の共有を図るとともに、積極的な安否確認や相談、支援をおこなうことにより、災害に強い福祉のまちづくりをめざしていかなければなりません。

そして、地域住民による自主的で自発的に行われる共同活動を通じた地域の一体感の醸成を図り、地域の人と人との支えあいや助け合いを促すことによって地域コミュニティの再構築を図り、すべての住民が安全安心に暮らせる地域づくりを目指します。

(2)具体的な取り組みについて

町民一人ひとりが取り組むこと

- ・もしもに備えて、災害発生時の避難場所等を確認し、日頃から災害を想定した準備を心がけます。
- ・隣近所にどのような人が住んでいるか把握します。
- ・万が一の災害時には、自身や家族の安全避難を第一に考えるとともに、隣近所の安否も確認し、必要に応じて適切な機関に連絡できるよう心がけます。
- ・日頃から、地域での交流の輪を広げるよう努めます。

地域が取り組むこと

- ・地域の災害時要援護者を把握します。
- ・地域住民相互の交流を図り、安全安心な地域社会の構築を図られるよう努めます。
- ・自主防災組織の設置や避難訓練を実施するよう努めます。

事業者が取り組むこと

- ・地域での防災活動に協力、支援を行います。
- ・日常的な見守り体制を構築します。
- ・災害時における支援体制を整備します。

行政が取り組むこと

- ・災害時要援護者台帳、支援マップ等が災害時に活用できるよう、情報の把握、集約、管理、更新を行うとともに、災害時における連携体制を構築します。
- ・災害時要援護者に対して効率的かつ効果的な支援をおこなうため、関係機関との適切な方法による情報共有体制を構築します。
- ・災害時要援護者に、日頃から災害時の支援体制、対応方法を説明します。
- ・要援護者支援体制構築のため、研修会や講演会等の開催、情報誌等を活用し住民への周知を図ります。
- ・芽室町地域防災計画と連携を図り、実際の災害発生を想定した避難訓練を、住民、関係団体等の参加のもと実施します。
- ・住民相互の活動を支援し、安全安心な地域社会の構築が図られる取り組みを推進します。
- ・民生委員児童委員、関係機関等との連携を図り、見守り活動、支援体制を構築します。

資料編

資料編

地域福祉計画策定に係わる座談会について

「災害時要援護者支援体制づくりの推進」の検討結果について

地域福祉計画策定に関して、平成19年8月10日厚生労働省社会・援護局長通知で、災害時に自力で避難することが困難な高齢者、障がい者等（災害時要援護者）が、安心かつ確実に避難できるよう地域において情報の把握、共有、伝達、避難誘導等の支援活動を的確に実施できる体制を整備し、計画に盛り込むようにと通知がありました。災害時要援護者支援計画を作成するにあたり、実際に対象者の把握等にご協力いただく各団体に依頼し意見交換の座談会を開催しました。

- ・平成20年11月26日（水）民生委員児童委員協議会との座談会
（出席者40名）
- ・平成20年12月5日（金）市街地町内会連合会との座談会
（町内会長11名）
- ・平成20年12月6日（土）市街地町内会連合会との座談会
（町内会長12名）
- ・平成20年12月10日（水）社会教育協会連絡協議会との座談会
（役員6名）

今回の地域福祉計画の策定において、計画に記載する事項に関して検討いただきました。要援護者情報の把握に関する事、要援護者情報の共有に関する事、要援護者の支援に関する事について、座談会において述べられた意見に基づく内容は次のとおりです。

（1）要援護者の把握に関する事項

災害時に支援が必要な要援護者の情報の把握について、どのような方法で行うことが良いのか？

〔国からの例示〕

市町村の福祉関係部局において、適切かつ漏れのない要援護者情報を日頃から把握しておくための方法や、把握した情報の集約と適切な管理の方法について具体的に明記する。

要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。

障がい者の情報に関しては、障がい程度区分情報等により把握する。

妊産婦及び乳幼児の情報に関しては、母子健康手帳の発行状況や住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。

ひとり暮らし高齢者世帯など的高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。行政のみでは把握することが困難な情報（例えば、日中のひとり暮らし高齢者、病弱者を抱えている高齢者世帯等の情報等）については、民生委員児童委員等に協力を依頼することにより把握する。その他、各地域において独自に設置されている福祉委員や町内会等近隣住民による日常的な見守り活動等を通して把握されている高齢者夫婦世帯、ひとり暮らし高齢者、障がい者、子育て家庭など安否確認等が必要な者のリストやマップが整備されている例もあることから、これら近隣住民等活動者等と連携して把握する。

〔座談会での意見集約〕

意見の中で、災害時要援護者の把握については、漏れのないように対象となる方の把握が行われることが前提であるとの意見がありました。

そのためには、できるだけ多くの手段をもって行われることが必要です。

そこで、町が住民基本台帳等で把握した障がい者がいる世帯、高齢者がいる世帯、乳幼児がいる世帯、難病患者がいる世帯等の情報を基本台帳として整備し、その情報をもとに民生委員児童委員・町内会・各事業者等で把握している情報を加えて、災害時に支援・安否確認が必要な方すべてが記載されている台帳の作成による把握が必要ではないかとの結論に達しました。

(2) 要援護者情報の共有に関する事項

(1) において把握された情報を、個人情報保護を配慮した上で、どのように協力機関と共有することが良いのか？

〔国からの例示〕

(1) の方法により把握された要援護者情報の共有については、「要援護者

支援に係る実施通知」において、要援護者情報を民生委員児童委員等の関係機関と共有する方式として、以下が示されているので、これらを参考に、その共有方式を明記するとともに、当該方式に基づく具体的な関係機関間の情報共有方法について明記する。

要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式（手上げ方式）福祉関係部局等が、要援護者に直接働きかけ、必要な情報を収集する方式（同意方式）

要援護者本人から同意を得ない場合であっても、地方公共団体の個人情報保護条例において、保有個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする規定を整備することにより、個人情報を他の関係機関との間で共有する方式（関係機関共有方式）。

〔座談会での意見集約〕

意見の中で、個人情報保護の観点からは手上げ方式・同意方式が基本となるが、実際に有事の際に希望者と同意者の情報だけでは、本当に必要な方が抜けていることも考えられるとの意見が多く出ました。

そのため、緊急時に必要な情報であることから、の関係機関共有方式が基本になり、台帳に関しては個人情報の取り扱いに関する規定を整備し、町と関係機関とで共有し、有事に支援が滞りなく行われる体制づくりが必要であるとの結論に達しました。

（３）要援護者情報の更新に関する事項

実際に名簿・マップを作成した場合、その情報は永続的なものではなく、定期的に見直しを行っていかねば意味がありません。その見直し期間について、どのぐらいの期間で行っていけば良いのか？

〔国からの例示〕

定期的に要援護者名簿の見直しを行うなど要援護者情報更新のための具体的方法を明記する。

〔座談会での意見集約〕

災害時要援護者の状況は常に変化していくため、その都度更新するが望ましい。しかし、継続的に行っていくためには、年に１回程度更新していくことが良いのではないかと多くの意見がありました。

（４）要援護者の支援に関する事項

〔１〕日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策について、どのような形が考えられるか？

〔国からの例示〕

自治会・町内会の福祉委員や民生委員児童委員による訪問活動、社会福祉協議会等によるいきいきサロン活動や要援護者マップづくり等、要援護者に対する近隣住民等による日常的な見守り活動や助け合い関係づくりを推進する方策について、具体的に明記する。

区域内を小中学校区等の地区に分け、地区担当の活動推進職員を配置する。

近隣住民等の活動者が活動する拠点として活用できる場所（空家、空

き保育園)等の確保や環境整備を支援する。

地域包括支援センター等の専門機関と民生委員児童委員、近隣住民等活動者の連絡会議を開催し日常的な協力関係をつくる。

住民や関係機関が先進地の取り組みから学ぶ研修会を開催する。

〔座談会での意見集約〕

実際に必要な見守り体制づくりや助け合い活動の推進に関しては、今後も時間をかけて検討することが必要ではないかとの意見が多くでした。

また、地域福祉計画・地域防災計画をもとに要援護者支援方策を決定する際、その内容の詳細を明記する形を取った方が良いのではないかとの意見がでるなど、最終的にまとまった形での結論には至りませんでした。

このことから、町内会の福祉委員や民生委員児童委員による訪問活動、社会福祉協議会等によるいきいきサロン活動やマップづくり等、要援護者に対する近隣住民等による日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策を、今後、具体的に検討する必要があります。

〔2〕緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくりとして、どのような形が考えられるか？

〔国からの例示〕

要援護者の安否確認情報を集約する市町村の連絡担当者を明確にする等、民生委員児童委員、近隣住民等活動者や事業者等が要援護者の異変を発見した場合や、災害時など緊急対応が発生した場合の安否確認情報が各市町村の担当部局に円滑に報告されるための役割分担と連絡体制について具体的に明記する。

併せて、病気その他により民生委員児童委員、近隣住民等活動者が一時的に活動できない場合や連絡が取れない場合に、代替者が安否確認を行う体制についても具体的に明記する。

〔座談会での意見集約〕

このことについても、要援護者支援方策を決定する際、その内容の詳細を明記する形を取った方が良いのではないかとの意見が出され、最終的にまとまった形での結論には至りませんでした。

このことから、要援護者の安否確認情報を集約する連絡担当者を明確にする等、民生委員児童委員、近隣住民や事業者等が要援護者の異変を発見した場合や、災害時など緊急事態が発生した場合の安否確認情報が、町に円滑に報告されるための役割分担と連絡体制について、今後具体的に検討することが必要です。

発行 芽室町保健福祉課福祉係

〒082-0014

北海道河西郡芽室町東4条4丁目5番地

芽室町保健福祉センターあいあい21 2階

TEL 0155-62-9724

FAX 0155-62-0121